

35 漁業経営セーフティーネット構築事業

【令和6年度補正予算額 32,145百万円】

<対策のポイント>
燃油や配合飼料の価格が上昇した場合にその影響を緩和するための備えとして、**漁業者・養殖業者と国の拠出により**、燃油・配合飼料価格が上昇した場合に補填金を交付する**セーフティーネットを構築**します。

<事業目標>
漁労収入（1千円）当たりのコスト（漁労支出）を10年間で5%削減〔令和11年度まで〕

<事業の内容>
燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、**漁業者・養殖業者と国が資金を積立**てます。
燃油・配合飼料の価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。
補填金は、**漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担**します（燃油については、**国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補填金が支払われます**）。

- 1. 補填基準**
補填金は、**四半期ごとに、当該四半期の燃油又は配合飼料の平均価格が7中5平均値*を超えた場合に支払**われます。
* 7中5平均値：直前7年間（84ヶ月分）の各月の平均価格のうち、高値12ヶ月分と低値12ヶ月分を除いた5年（60ヶ月）分の平均値
- 2. 急騰対策**
燃油については、**補填基準価格を超えない場合でも一定期間に急激な上昇があった場合には補填金が支払**われるほか、各加入者の判断に応じて、**加入者の積立金から付加補填金が支払**われます。



<事業イメージ>

原油の価格推移

配合飼料の価格推移

価格

3月 6月 9月 12月... 支払月